

2004 年 9 月 17 日

明治天皇はいつから近代の天皇となったのか

－万機親裁と大元帥の成立－

永井 和

(京都大学文学研究科教授)

アンニョンハシムニカ。はじめまして。永井和と申します。

日本の京都大学で日本の近現代史を教えております。本日はどうもありがとうございます。ソウル大学校で私の研究成果を披露できる機会に恵まれましたことは非常に身に余る光栄だと思っております。お招きいただいた金容徳先生をはじめ、国際大学院及び日本研究センターの皆様方に厚くお礼申し上げます。

本題に入ります前にひとつご理解いただきたいことがあります。お恥ずかしい話ですが、私は日本語以外の言語をしゃべることはできません。国際大学院にはふさわしくない言語能力の持ち主ですが、そのため今話しております講演は日本語でさせていただきます。そのことをまずお許し願いたく思います。

今日は明治天皇はいつから近代の天皇になったのかというタイトルで、少し長いかもしれませんが、お話をしたいと思います。東京の国立公文書館に展示されております日本の行政文書の一部です。ここに「徳教に関する勅語」の件とありますけど、これはいわゆる教育勅語と呼ばれるものです。1890 年に明治天皇が下した勅語です。この文書が何かと言いますと、明治天皇が教育勅語を制定するにあたって教育勅語の成案を作りまして、内閣で、文部省で。それを明治天皇の承認を得て、教育勅語が全国の教育機関に出されることになりました。明治天皇に「徳教に関する勅語」を制定したいので、その裁可を仰ぐ文書を日本の内閣が求めた文書です。書類としては非常に簡単なもので、「徳教ニ関スル勅語ノ件 右謹テ裁可ヲ求ム」としか書いておりません。これに署名者が山県有朋、当時の総理大臣です。総理大臣が天皇にこの案件を提出して、その裁可を求めたわけです。ここに明治天皇の判子がありまして、天皇は承認をして正式にこの裁可の判子を押したわけです。この「可」字印は天皇の裁可印と呼んでおります。今までの総理大臣の上奏を受けた明治天皇は奏請書に添付されている教育勅語の案件を承認し判子を押して、これを内閣に戻したわけです。この簡単な文面の書類は一方で総理大臣が天皇に承認を求めた、つまり裁可・奏請書であります。同時に天皇はそれを承認した印である裁可印がついています。そういう意味では天皇の裁可書でもあります。こういう書類は裁可・奏請書といえます。ここに「十月二十四日裁可」と書いてあります。この日に天皇が裁可印を押したことが、この但し書きからわかります。教育勅語が実際に出されますのが天皇が裁可してから 1 週間ほどのちの 10 月 30 日です。

次に見ていただきたいのは、同じように国立公文書館に展示されているものですが、3つほど最初に紹介したいと思います。

これは「陸軍軍医監医学博士森林太郎結婚願ノ件」です。森林太郎から結婚願いが出されました。当時の総理大臣桂太郎がこの書類を出し、明治天皇が結婚願いを承認したことを意味します。承認の印として赤い判が押されています。聞く、「聞」という字です。森林太郎は皆さんもご存知と思いますが、明治の文豪森鷗外です。森鷗外は二度目の奥さん荒木しげと結婚するときに、こういう結婚願いを出して、承認を受けた。これは逆にいいますと当時、陸軍の軍医監といいますと、今の階級でいえば陸軍総省、major general です。当時、general のクラスの軍人が結婚するときには必ず天皇の承認を得る必要があったということです。森鷗外の結婚というのはそれほど重要な事柄ではありませんので、明治天皇は「聞」という印を使っております。

次は「勲一等長岡半太郎以下 8 名、文化勲章授与ノ件」です。当時の総理大臣林銑十郎が昭和天皇の裁可を仰いでいる。昭和天皇の裁可印が押されています。日本の勲章の中で文化的な功労者に与えられる一番重要なものは文化勲章ですが、その第 1 回の文化勲章が与えられたときの天皇の承認を示すものです。長岡半太郎というのは物理学者です。3つほど見ていただきましたけど、国立公文書館の展示には、この最初の天皇の印があるものしか展示されておりましたが、このような添付書類が必ずついております。その添付書類というのは天皇が最終的に裁可をするまでに、どういう意思決定のプロセスがなされたのかということを示す一番の書類です。森鷗外の例だけひとつあげますと、森鷗外の場合は結婚願いというものを当時の陸軍大臣に出します。履歴があって結婚相手の荒木しげの経歴等を書いて、それを添付し陸軍大臣に結婚願いを出します。その内容は当時荒木しげが住んでいた東京荒川区の区長の身元保証書まできちんとついております。これを受け取った陸軍大臣は森林太郎が結婚願いを出されているのでご承認をいただきたいという上奏書を作って総理大臣の桂太郎に回します。桂に、書類を天皇に上奏してほしいということを依頼します。ですから、鷗外の自筆の結婚願いと児玉陸軍大臣が書いた天皇に結婚の許可を求める申請書と、それを桂総理大臣に天皇に上奏してほしいという申請書とが添付されております。この後に先ほど見ていただきました桂総理大臣の名前の天皇に対する裁可・奏請書が一番上に綴られています。天皇が森鷗外の結婚に関心を持ったかどうかはわかりませんが、書類そのものは天皇のもとに行って天皇が見た上で、「聞」という印を押して承認を与えます。その書類は内閣に戻され、陸軍大臣に天皇の承認を得たということが通知され、森鷗外に天皇の承認が下りたので結婚してよろしいと伝える。それで初めて森鷗外は結婚できたというプロセスを取っております。そのことが国立公文書館に残されている書類からわかります。

今お話しているのは、資料の 3 頁になります。さきほど紹介しました森鷗外の件は 2 頁の最後の段落に書きましたが、そこから 3 頁の 3 つ目のところまで飛びます。以上、今みていただいた国立公文書館のウェブサイトには展示されています奏請裁可書について説明し

ましたが、これは一体何を意味しているのか。すぐわかりますようにこれらの書類というのは国政の重要な案件について天皇が日常的に文書の決裁をしていたということを意味します。内閣から書類が送られてきて、それを見て天皇が直々決裁しますが、もちろん天皇が自分で判子を押したりはしません。天皇が書類を見てよしといえ、そばにいる侍従が判子を押すわけですが、機能としては天皇が押すのと同じです。この書類の存在の意味は、現実に天皇が「万機親裁」ということを行っていたことを示す書類であると決断できます。ここでいう「万機」とは政治上の重要な事柄すべてをさします。「親裁」とは天皇が自ら承認をして最終的決定を下すということです。つまり天皇は日常政治的にさまざまな案件を書類で決裁していた。つまり天皇は「万機親裁」をしていたと言い換えることができます。これを示す書類が国立公文書館に残されている。こういう書類はたくさんあります。天皇は毎日といっていいほどこういう書類を見て決裁を下していますから山ほどあります。別に珍しいものではないです。貴重書とされていますけど、こういうものは他にもいくつもあります。ただ案件が珍しいのでここに加えられているわけです。今言いました「万機親裁」の意思というものを書式化しますと、3 頁の真ん中に 1、2、3、4 と書きましたが、その手順になります。まず、それぞれの書類、案件が大臣から閣議に提出され、つまり教育勅語なら文部大臣から閣議に出されます。しかし、森鷗外の結婚のようなことは重要な事柄ではありませんのでいちいち閣議にはかけません。そのような書類は閣議にかけず総理大臣に直接渡されます。2 番目に閣議で議決された、つまり教育勅語を制定するということについて閣議の議決がなされます。そのあと、その議決したことは内閣総理大臣が天皇に対して承認を求めるという手続きがとられます。それが奏請書というものによって出されるわけです。3 番目に天皇はそれを決裁して裁可印を押します。これで国家意思というのが確定されます。つまり教育勅語を出すということが決まるというわけです。そのあと天皇の裁可書は内閣に戻されます。国立公文書館は第 2 次世界大戦前の日本の内閣の公文書を所蔵しているところなので、ここに残っているということはこの書類は内閣の文書であるということです。天皇がそれを戻すから内閣に残っているわけです。天皇から書類が戻ってくれば天皇が承認したわけですから、あとはそれを実行に移すことになります。つまり、今見ていただいている文化勲章であれば、文化勲章を実際に長岡半太郎に授与する式が執り行われることになります。以上のようなプロセスを踏んだ国家意思の手続きのことを「万機親裁」体制といいます。こう呼ぶことにしたのが、私のこの講義の立場です。もう一度確認しますと、「万機」というのは国政上の重要事項すべてを意味し、「万機」は天皇が自ら裁可を下して決裁をすることです。ですから「万機親裁」体制というのをもう一度定義し直しますと、3 頁の下から 2 つ目の段落にかぎっこしてありますように、国政上の重要事項のすべてにおいて天皇が最終的な決定権を持っていて、天皇の決裁によって国家の意思というものが最終的に確定される、そういった国家意思決定システムのことを「万機親裁体制」と定義づけることができます。もう一度繰り返しますが「万機親裁体制」というものが現実に機能していたことを示す文書はこれである。こういうものが残ってい

るというのは今いいましたように私が定義したプロセスで戦前の日本の国家意思というのが決められていたことを示すわけですから、これは「万機親裁体制」が現実に存在していたことの動かぬ証拠になります。

今日の私の講義の一番重要なポイントは「万機親裁体制」を定義することではなくて、この「万機親裁」といわれるような手続きはいつ成立したのか、その起源の問題を明らかにするということをやります。

「万機親裁体制」でなければならない、つまり天皇が自ら政治を行わなければならないという考え方そのものは明治維新のときからあります。明治維新で天皇の政府が新たに成立したときに、その時点でこれからは天皇が「万機親裁」しますということが宣言されます。そのように宣言されたことと、実際に天皇がそのような形で意思決定をしていたかということは別問題です。宣言したからといって、実際にそのようなプロセスがすぐに機能したかということ、そうではなくて宣言してから10年ほど経って初めてこういう形のプロセスが出来上がります。つまり、理念、アイデアとして天皇の親政、「万機親裁」することとは一番重要な日本の政治理念としても明治維新のときに出されますけども、それが制度として定着するのはもう少しあとである。その間に時間のズレがあったということを証明するのは、この今日の私の講義の目的です。

では、どうしてそれを証明できるかといいますとこれも簡単なことで、今までお話ししたことから推測がつくと思いますけど、こういう書類が「万機親裁体制」の手続きの存在を証拠づけている文書であるとすれば、こういうものがいつ出現したのかを調べれば、「万機親裁体制」がいつ始まったのかがわかるということです。実際に調べてみればいいわけです。国立公文書館には明治4年8月以降、西暦でいいますと1871年の8月以降当時日本の内閣にあたります太政官という機関が行った決裁文書がすべて残されています。なくなったものもありますが、大半のものは残されています。当時の太政官が内閣にあたりますから、その内閣文書を探して天皇の判子のある書類がいつから出てくるのかということ調べれば、「万機親裁体制」というものがいつから始まったのかがわかるわけで、実際に私はそのようにして東京の国立公文書館で調べたみたわけです。その結果、今と同じような天皇の判子がある書類が登場するのは明治10年（1877年）の9月です。本当の意味では初めてではないのですけれども、1877年9月以降実際には「万機親裁」が存在していたということです。それ以前にはなかったということです。「万機親裁」を行うということは近代の天皇であるわけで、明治の初めに天皇が「万機親裁」をするのは新しい制度であると宣言されたわけですから、近代の天皇が「万機親裁」をするということが天皇であることの条件です。そうしますと、実をいいますと明治10年までは「万機親裁」をしていなかったわけですから、本当に意味での近代の天皇にふさわしいのは明治維新から10年経ったあとのことで、明治天皇が近代の天皇になるのは西南戦争のあとになってからであるという結論に自然と導かれていきます。明治天皇がいつから近代の天皇になったかということ、それは明治10年（1877年）より後のことだという結論です。それを導き出すための作業、

具体的にどんなことをしたのかを詳しく見ていただくことにします。

では、4 頁の 2、「太政官正院の決裁文書書式―第一期」というところから行きます。

太政官正院というのは明治の最初の頃の内閣、国家の最高意思決定機関、行政機関です。そこにはありますが、太政官正院とは太政大臣・左大臣・右大臣の 3 人の大臣と参議という役職で、これは何人か複数がいるわけですけど、大臣と参議からなる議決機関を太政官正院といいます。何度もいいますが、現在の内閣に相当する機関です。先ほどもいいましたように太政官正院の意思決定を行ったことを示す文書が大量に国立公文書館に所蔵されています。その様式は時期によって変わります。現在公文書を扱っている文書学の成果として、太政官時代の日本の公文書の様式というのは 4 つの時期にしたがって変化します。形式の変化は 4 つの時期に分かれるという結論が出てます。これは私が知っているのではなく定説です。第一期というのは 1871 年 8 月、つまり太政官正院の文書で国立公文書館に残っている一番古いのはこの時期のものなのですが、そのときから 1873 年 5 月までの時期が第一期です。では、この頃にどういう文書で決裁が下されていたか、またその決裁のとき天皇が判子を押したのかどうか、そこが問題になります。

では、5 頁を見ていただけますか。5 頁に図 2 という決裁文書があります。これは明治 4 年 9 月 29 日付で田中義門という人物を海軍少佐に任命し、人事を決定したことです。そのこと自体はまったく何の重要性もありません。問題はこの書類の決裁の仕方を示す右肩にあります。「裁」という判子を見ていただきたいと思います。人事が決定されたことを示す「裁」という判子です。採決の「裁」という字です。兵部省というところから田中義門という人を海軍少佐に任命したということが太政官正院に提出され、太政官正院が承認したことを示す書類です。この承認のあと、田中義門は実際に海軍に任命されますけど、問題はこの決裁を下したのは誰かということです。判子が天皇のものであれば、この時点でこの「裁」という判子と先ほどから見てもらっています「可」という字の判子が同じものであって、この「裁」の字は天皇の「万機親裁」がすでに行われていたことを示す証拠になります。しかし、そうでない。これは天皇の判子ではありません。正確ではありませんが、太政大臣の判子なのです。太政大臣が「裁」の字を押している。ですから、この第一期の文書の形式を見る限りでは天皇の「万機親裁」はまだ行われていません。

では、なぜこの「裁」の字の印が天皇の決裁印ではなく太政大臣のものといえるのか。その論証については長くなりますが、簡単に納得しやすい論拠を一つだけいっておきましょうか。5 頁に引用があります。これは当時の太政官がどのようにして書類の手続きを処理するのかを定めた内規で、「正院処務順序」といいます。「三職決裁了り裁印ヲ附シ外史ニ附ス」とあります。これは最終的には決裁の手続きを踏むということですが、三職というのは太政大臣・左大臣・右大臣を参議をひっくるめてそういいます。三職が決裁を終わったあとには「裁印」をつけて外史に附するとありますから、ここで「裁印」というのは図 1 の「裁印」のことであり、つまり三職の決裁を示す印であるということが、「正院処務順序」から明らかになります。

6 頁に進みますが、図 1 にあるような文書、これだけではなくこの時期の、つまり第一期の文書というのはすべてこうなっています。東京に行ってもし機会があれば、ごくありふれたものなんですけれども、調べていただければわかると思います。それで、これは何を意味しているのかとも申しますと、繰り返しになりますけども、この第一期において天皇は太政官正院の決定において何の役割も果たしていなかった、つまり書類には何の役割も果たしていなかったということです。天皇が最後に判子を押して物事が決まったのではなく、太政大臣が判子を押した段階で確定してしまうということを意味しています。つまり、天皇の「万機親裁」はまだ成立していないと結論づけることができます。

そのことを裏から示す文書がありまして、それは 6 頁の 2 つ目の段落にも少し引用が載せてありますが、詳しく説明がないので簡単にいいますと、明治 4 年の 8 月の時点で誰が書いたのかはわからないけれども、意見書が残っております。それがどういうものかという、今まで太政大臣が決裁を下してきたけれどもそれは天皇の親裁という考えからすればおかしいということです。ただ、明治 4 年 8 月に太政官制度が大きく改革されましたが、この改革がいい機会なので、太政大臣の決裁と天皇の決裁をはっきり区別して、天皇が決裁を下すようにすべきである意見書なのです。そのためには新しい天皇の判子を作るべきである。その際、判子の字は「裁」ではなく、「可」印がいいと書いてあります。このような文書が残っているということは、逆にいえば明治 4 年 8 月頃そもそも天皇は裁可印を持っていなかったし、判子も押していなかったということです。それを不都合だと考える意見書が別にあって、天皇が裁可を下すようにすべきである意見も出されています。しかし、実際にはそのような意見は通らなかった。実際の文書には天皇の印ではないものが使われています。

ここに明治の初めに作られた天皇が親裁をする理念を具体化するためには、天皇が「万機」を「親裁」しなければいけないという意見が一方では出されている。しかし、実際にはそれは行われていなかったということを意味します。そのような書類があります。

次に第二期に進みますが、6 頁の 3 「太政官正院の決裁文書書式一第二期」で 1873 年 5 月から 1877 年 8 月までです。第二期になると太政官の決裁様式が変わります。どのように変わるかといいますと、図 2 のようになります。変化の特徴をまとめますと「裁」の字の判子がなくなります。「裁」が消失します。裁可をする判子を押さない。その代わりにサインをすることになります。誰のサインをするかといいますと、太政大臣と左大臣・右大臣ですが、左大臣・右大臣は角印であることが多いです。そして参議ですが、つまり太政院のメンバーがそれぞれ自分の意思を示すためにサインや判子を押すということで、決裁が下されるわけです。その一例が図 2 です。

図 2 を見ていただきますと、これは西郷隆盛を陸軍大将に任命するという人事の決裁書類ですが、決裁を下している部分は最初の一行目と二行目の部分です。太政大臣と書かれてある下に判子があって、これは当時の三条実美大臣の印です。その次に参議と書かれてあります。見にくいですが、その参議と書かれてある下に大隈重信などの判子が押さ

れています。今まで太政大臣の判子ひとつだけを押されてあったのに対して、太政官正院のメンバー個々の判子が押されるようになった。太政大臣と参議が連帯して、決定を下していたということがわかるように書式が変わります。ここで大事なことは天皇の印がないということです。太政大臣と以下の大臣、そして参議が判子を押せば審議がそこで決まってしまう、確定してしまうということです。天皇自身はそれに何の印も加えないのです。

第三期はこのような書式の決裁文書に続きます。ただし、第一期にお話ししたのですが、実は 1873 年 5 月に太政院の書式がもう一度大きく変更されます。新しいシステムになるのですが、それによって図 1 のような文書が図 2 のような様式に変化しました。その改革のときに、このあと天皇が何らかの形で決裁を下すということが想定、期待されていたわけです。でも実際に天皇はそれをしませんでした。天皇がそのようなことをするのが期待されていたことを示すのは 7 頁の 2 段落目の引用です。

凡允裁ヲ乞フ奏書ハ内閣議官議判ノ上内史其部類ヲ分チ、之ヲ本帖及ヒ副本ニ写シ、
本帖ニハ議官之ニ連印シ、内史之ニ記名シ、之ヲ太政大臣ニ出ス。太政大臣之ニ鈐印シ
御批允裁ヲ受ケ之ヲ外史ニ付シテ奉行セシム。

要するに、これは図 2 のような奏請書は内閣の議官が判子を押し、これに太政大臣が鈐印します。図 2 はまさにその通りのものです。内閣の参議が判子を押し、太政大臣が判子を押している。そして御批允裁となります。これは天皇が行う決裁のことです。これを外史に付す、つまり実行に移すということです。これは当時 1873 年 5 月の太政大臣の改革で、書類の処理の仕方についての内規です。

そこで、まず参議が、その次に太政大臣が、そしてさらに天皇が判子を押している。そのような手続きが定められているのです。ここで、判子を押して天皇が決裁を下すことにより書類手続きが終了するというのがルールとして定められています。

にもかかわらず、実際には図 2 のような形で処理されていたわけですから、天皇は御批允裁をしていなかったことになります。すべきであるとなっているにもかかわらず、なされていなかった。

7 頁にあります御批允裁についての説明は長くなりますので省略いたしまして、8 頁の 3 つ目の段落「ところが」というところに進みます。御批允裁をするということは一応ルールとして決められたのですが、実際にはそういったことは少なくとも太政大臣の文書には存在しません。つまり、考証学的な見地からいいますと第二期には天皇の「万機親裁」は実現されていませんでした。制度化しようという動きははっきり現れていますが、現実はそのようなことが実現されていない。あるいは終わってしまいました。

では、なぜ天皇の御批允裁が定められたにもかかわらずそれをしなかったのかのか。その理由はいろいろ考えられていますが、確定することはできません。ただ太政官は内規を作っていたにもかかわらず、それが実施されなかったのも、原因があるとすれば太政官の

方ではなく天皇の方にあると考えなければいけません。天皇が太政官が定めた「万機」のルールに追いつかない、馴染めないということは天皇の神体ができるまで天皇の生身の体や考え方というものが近代化されていなかったと思われれます。

では、どうして明治天皇は当時のそのような新しいルールに適応できなかったのか、この理由はなかなか難しいです。いろいろ考えられますが、今の時点ではよくわからないと申し上げておきます。ただひとつだけ、どうしても注意しておかなければいけないのは、明治天皇が国家の意思決定をするのは並大抵ではなかったと思われていますが、実はそうではないということです。明治天皇は国家の意思決定に関係を持っています。ただ文書を決裁するという形では行われなかったということです。明治天皇が太政大臣からいろいろな事柄を聞かれてそれに対して YES ということを口頭でいいます。よろしいと。当時、天皇が決裁を下さなかったのではなく、やはりそれぞれの事柄に対する天皇の意思というのは必ず聞かれて天皇のよろしいという言葉聞いた上で決められていたことは間違いないという例はいくつもあります。天皇の意思というのはどういう上奏かという、ほとんどの場合は太政大臣が天皇に直接会って太政官正院でこういうことを決めたいと思いますがよろしいでしょうかと尋ねて天皇がよいと言って決まる、つまり口頭の上奏、口頭による裁可がなされていたのです。このような流れというのは、明治 6 年（1873 年）に西郷隆盛を当時の朝鮮に大使として派遣するかどうかということを内閣が一度は決定してキャンセルします。西郷は自分の意見が通らず参議をやめますが、内閣はつぶれはしませんでした。けれども二つに分かれてしまうということが起こります。このような「征韓論の変」、つまり西郷隆盛は征韓論を主張したことになっていますので、韓国に対する外交政策をめぐって当時の内閣は真っ二つに分かれることになります。征韓論賛成派は内閣をやめるという大事件が起こりました。そのとき、いったん西郷を軍艦に乗せ派遣することを決めたのですが、それをキャンセルするときに明治天皇は YES といっているのです。当時病気にかかってしまった岩倉具視大臣が内閣は予定通り西郷を大使として派遣するつもりでしたが、私個人としては現在の日本にとって非常に危険が大きいのでやめた方がいい、決定は天皇におまかせしますといったのです。

それから明治天皇は翌日、私は岩倉の意見と同じであると返答したわけです。その結果キャンセルされました。それで西郷はあきらめたのです。これはいろんな名著によって、ほぼそうであったことが確実だと、つまり明治天皇はいったん決めたことをキャンセルするときに最終的な決定を行っています。だから、決して天皇は政治に何にも関係していなかったのではなく、決裁は下していたということです。

そこで決裁の下し方が問題であって、最初からみていただいた形、つまり「万機親裁」を行うという手順では行っていなかった。それは間違いないといえます。つまり、当時の天皇は裁可を下すときに口頭によるものだったことが何を意味しているのかなのですが、9 頁に進みます。

9 頁の 3 つ目の段落、「このように」からです。ひとつは実際に国家意思決定で大きな役

割を果たす場合には非常に重要な事柄に限られているということです。つまり、征韓論の実施をするかどうかといった大事件など内閣の運命に関わることです。そのようなことは太政大臣はきっちりと天皇に報告し意思を聞いている。

森鷗外が結婚するかどうかという程度のことはノータッチであったと思われます。そういう細かいことは天皇まで行くことなく、太政大臣が判断して重要だと思ふことはきちんと天皇に目下上奏して意思を聞いています。そういう場合は「万機親裁」とはいえません。さらに書類で決裁を下すものではない。あくまでも太政大臣と1：1で会って行っている。少し理解しにくいかもしれませんが、私の言い方をすれば当時の天皇と太政大臣は一体化しています。太政大臣だけが天皇にアクセスすることができて、天皇の意思を問うことができる。それは person to person で、1：1で口頭で、対面で行われる。システムとして書類に直してというようなことはしないのです。

天皇の意思決定は太政大臣に知らせる。大臣はそれを他の人に伝える。天皇に意思決定というのがある特定の人間にしかわからず、書類や判子を押してあり、誰もが客観的にわかるというシステムにはまだなっていません。

天皇の意思決定の内容を独占的に知りうるのは太政大臣だけです。そういう意味で大臣と天皇は一体化している。重要な事柄となれば天皇まで行きますが、細かいことは太政大臣に任せます。太政大臣が書類に判子を押せば処理されるというのがこの第一期です。

9 頁の後の方の段落を見ますと、意思決定する主体として天皇は大臣と一体化しているが、独立した最終項としてはまだ機能していません。第一期、第二期には天皇は国家意思決定の最終確定者としての独立した主体にはなり得ていない状態です。天皇と太政大臣は不可分の一体化であって、太政官正院の意思決定がすでに天皇の意思決定になるので太政官正院とは別に天皇の意思決定を確かめるプロセスは不必要である。不必要であるから天皇からもらった意思決定を示す印は書類上どこにも残っていません。

これが第一期、第二期の太政官正院の文書決裁システム、つまりそれを見る限りでは「万機親裁」は行われていなかったことが確認できました。ただ、例外はあります。実はこの第三期には天皇が下した非常に数は少ないのですが、それを裏付けるものが存在するといわれています。それは次の第四期の天皇の裁可文書の登場です。

10 頁の図 3 をご覧ください。この図の右肩には「裁」という判子が押されています。しかし、これは実は天皇の裁可印です。なぜかといいますと、この書類は上奏書の形をとっています。「御允裁仰ぎ奉り候」とあります。この仰ぎ奉るのは誰かということ、太政大臣三條その他です。大臣が裁可を求める存在は天皇一人しかいません。これは太政大臣が天皇の裁可を求めた書類です。最初に見ていただいた「徳教に関する勅語の件」と同じ機能を持つものでそれに判子を押しているわけですから、このサインは天皇の印でなければいけません。こういう書類が残っているのですから、天皇が文書による裁可を下していたということになります。

図 3 の日付は明治 7 年（1874 年）2 月 28 日ですから第三期にあたります。特定の言葉に

関してこのような天皇の裁可書は、実はこの第三期に登場しています。どういう特定の言葉かというと、死刑の確定、判決の確定、当時の司法権が天皇のところにありまして、死刑の判決をするのは裁判所ですが、その判決が最終的に間違いない、いわば最高裁の役割を果たすのが天皇自身だったのです。裁判所が判決を出しただけではまだ解決しないので、死刑の場合は天皇のところに持って行って、こういう判決を裁判所が下しましたけどそれでよいですかと聞くのです。

そこで天皇がよろしいといった時点ではじめて死刑の判決が確定するのです。そして執行します。死刑の判決は天皇の特権外、つまり天皇だけではなくこれは中国の皇帝、李朝の国王も同じだと思いますが、前近代の制度の特徴ですが、それはまだ守られています。この時期には死刑判決のときには実際に天皇が採択を出しています。このとき、この期間に登場してすぐ消えてしまいます。天皇が死刑の確定をするのは明治のはじめから続けられていたのですが、それを実際に天皇が裁可したことを示す文書の手続きとして裁可印を押す文書形式にしようというのが、この明治7年のものに初めて登場します。

それまでは太政大臣が口頭で天皇の意思を聞いて、天皇がよろしいといえれば大臣から天皇にそのような判決が下りましたという文書が裁判所に行くという形で判決が出されていました。

その際、天皇の判子というものは存在しませんでした。それを明治6年に天皇が最終的な意思決定者として何らかの印を文書に残さなければいけないという考え方が登場したのです。それに基づいて死刑判決の確定という重要なことに関しては様式をきちっととるべきだということになり、続いて文書が2月28日に作られました。

1875年になりますと、天皇は司法権そのものを裁判所に委任することになります。つまり、死刑判決は最高裁で死刑が確定すればそれで死刑が決まってしまいます。天皇に聞きに行く必要がなくなります。したがって、天皇が裁可を下すことがなくなってしまったのでこの文書は1年あまりで消えてしまいます。

このことは逆にいいますと、図2のように西郷隆盛を陸軍大将に任命するといった書式には天皇の裁可印がないということ、間違いなくないということであり、天皇の裁可印が押されていないということを図3の文書が示しています。つまり、天皇が裁可を下すときは明治7年の段階では「裁」という判子を押していなかったら、天皇が裁可を下したことにならないということをこの文書は示している。

図2は太政官が人事を決定したことを示している文書ですが、その人事は天皇の裁可印がなくても決まった、決まることであったということです。西郷隆盛を陸軍大将に任命するという軍のトップの人事案件に関しては判子を押していません。それがひとつと、もうひとつは図3の「裁」の字の判子と図2の「裁」の判子は同じ字ですが、種類がまったく違う判子です。それを示すのは図4です。Aの方が図1の判子を拡大したもので、Bが図3のものを拡大したものです。見ていただいたらわかりますように、違う印です。ということは、A、すなわち図1の時期、第一期の際の印は天皇の印ではなかったし、天皇が判子を

押していなかったことは図 3 から裏付けることができます。明治 7 年に天皇の判子のある裁可書が登場したのですが、それはすぐに消えてしまいます。

それが再び登場するのが 1877 年 5 月頃です。西南戦争が行われているときです。天皇は東京ではなく京都にいます。明治天皇は西南戦争が始まる前から旅行に行って京都に滞在中で、西南戦争で勝利がほぼ確実なるまで残っていました。東京には政府が残っていて日常的な行政上の処理はすべてそこで行われていました。京都では何をしていたのかというと、主に西南戦争を指導することをしていました。例えば政府がふたつありまして、東京は戦争に関係ないことを直接処理していて、戦争に関する重要なことは京都で行われていました。

天皇は京都にいた間に太政大臣の決裁文書に判子を押し始めます。それは図 5 で 11 頁にあります。これは判子を隠して見ますと図 2 の西郷隆盛を陸軍大将に任命する文書とまったく同じものです。太政大臣が、次に参議が判子を押している。当時の通常の太政大臣の決裁の文書の形をしています。違うのは右の欄外に「裁」の字の判子がおしてあることです。太政大臣や参議は自分の判子を押しているので、この「裁」の字の印は天皇のものと考えるほかありません。実際図 5 の「裁」の判子を形は図 3 のものとまったく同じです。ふたつを合わせて見るとぴったりと重なります。そうしますと、第二期においてルール化されていたにもかかわらず太政官の決裁文書に判子を押さなかったのが、西南戦争中で突然判子を押すようになったということです。

では、なぜ 1877 年 5 月頃という特定の時期にそのようなことを始めたのか。その理由はよくわかりません。何か心境の変化があったのかもしれません。ひとつ推測が成り立つのは当時の東京は天皇の住居と政府の所在地が少し離れていました。最初是一緒にあったのですが、火事で今の東京の皇居、つまり江戸城、昔将軍が住んでいたところに天皇が住み始めて、そこに政府が引越しをした。最初は同じところで仕事をしていました。これが 1873 年に焼けてしまって太政官正院の事務所と皇居が離れてしまいました。天皇はだいたい月に 2 回ぐらい太政官正院に通っていました。あまり熱心ではなかったようです。

ところが、京都つまり京都御所には天皇と太政大臣以下戦争に関与している閣僚も一緒にいました。京都御所はそんなに広くないので、天皇は政府と同居せざるを得ませんでした。政府の人間が戦争中、重要なときには天皇にちゃんと政治をしてもらわないといけないという考え方があり、明治天皇は監視されていました。そこで、否応なく政治に熱心にならざるを得なかったのではないかと思います。

このようにして、1877 年西南戦争中に天皇が判子を押すということが始まります。ただし、これは押したり押さなかったりしています。天皇がこれまでしなかったことをし始めたという変化は大きな意味を持っています。つまり天皇が日常的に文書を決裁するようになった。しかも、文書の決裁案件を見ると天皇が仕事をしているのかどうかという疑問を抱くようなつまらない案件は古壮嘉門という下級の裁判官を熊本に派遣するという、ただそれだけのことなのですが、このようなことにも天皇はちゃんと判子を押していました。

とにかく、西南戦争の指導という限られた事柄についてですが、1877年から「万機親裁」とはいませんが、親裁をはじめようになりました。これがすべての事柄に、つまり文字通り「万機親裁」に拡張するのが第三期ですが、5の「太政官内閣の決裁文書書式一第一期」です。

太政官正院は1877年に内閣に名前が変わるので、見出しが変わっています。西南戦争での勝利が確定すると、明治天皇は安心して東京に戻ります。8月末に戻ったあと、9月から図6のような書類が登場しはじめます。12頁の写真も人事についてです。ある神社の宮司を任命する人事で、内容的には図5と同じように取るに足らないものですが、はっきりと「裁」印がおされています。これはまぎれもない天皇の判子です。西南戦争中は太政大臣や参議が判子を押した欄外に天皇が判子を押しました。しかし、図5では太政大臣や参議は空白をあけ判子を押し、そのスペースの部分に天皇が判子を押すということを最初から想定した上でこのような書類が作られていました。ですから最終的にこのような人事を決定するときの手続きを踏んでいて、最後に天皇が「可」と判子を押して終わることがルール化された上で作られるのが図6です。

西南戦争中はまだルールかされておらず、欄外にとりあえず押していた判子が図6では欄の中に押されるようになりました。これをもってこれまで太政官が行ってきた案件の決裁に天皇が必ず参加して判子を押してはじめて太政官、すなわち国家の意思が決定する。これが踏むべきプロセスであるということが広く認識され、制度化されるようになった。ここではじめて「万機親裁」はシステムとして成り立ったといってもよいのです。そのことを示す文書であるのが1877年9月の様式の太政官の、つまり内閣の決裁文書が登場したことによって「万機親裁」は成立したという結論になります。

このことは単なる文書の登場といった事柄ではなく、規則に基づいて様式化されたということです。それが図6です。どういう規則によってそれが定められていたのかをいいますと、12頁に引用しておきました。

「内閣参朝公文奏上程式」ですが、内閣が天皇に対して公文を上奏するときの様式を定めた太政官その他がつまり1877年9月7日付で決定しています。太政官その他が、つまり政府がこの案件を作って天皇に上奏し、天皇がこれを承認する形で内規として確認していた。ここに書かれてある様式にしたがって作られたものが図6です。

13頁に飛びますと、以上のような文書の決裁様式の改革と並行して、宮内省に侍補が設置されました。侍補とは天皇にそばに仕えて天皇を導き補佐する役割をする機関です。この侍補が設置されることと、天皇が実際に文書を決裁しはじめるのは時期的にまったく同時です。1877年9月です。これは偶然ではありません。天皇が「万機親裁」をするようになる、日常的に政治的な決定に関与するようになりました。したがって、天皇が無茶苦茶なことをしないようにきちんと導く必要があるという考えが当然ですから、そのようなことをする人間をここへ置きました。

今まで侍補についての日本の研究がいくつもありますが、天皇が「万機親裁」を始めて

から侍補が置かれたというように、内閣と関連付ける研究は今までありませんでした。天皇がこのときに初めて「万機親裁」をするようになったという認識がなかったのも、それらを結びつけようがなかった。

しかし、このように文書を見ていれば天皇の「万機親裁」は侍補が置かれたときに成立しているのですからこのふたつは当然関係があると見なければいけません。

さらに侍補が置かれ天皇が「万機親裁」をしはじめると、今度は逆に天皇にふさわしいような政治が行われなければいけないという考えが方が生まれてきます。内閣の決定は天皇が最終的に承認する形で行われるようになりますから、天皇にふさわしい政治を行うために侍補が考えるには天皇は道徳的存在ですから、天皇の徳、つまり道徳を損なう政治であってはなりません。そうでなければ、毎日天皇が判子を押しているのは天皇の徳を傷つけることを自らしていることになるので、非常によくないことであります。内閣は立派な人によって構成されなければいけないし、内閣の政治は天皇の徳を傷つけない立派な政治でなければいけません。

もし、そうでないことを内閣がしたら侍補はどうしたらいいのか。天皇の徳を傷つけるようなことをしているので、侍補はそのような内閣の政治を是正するように活動しなければ、いわゆる侍補の責任を果たしていないという考え方にいたります。このようなことはある意味では当然ですが、内閣の中に好ましくない人物がいたら侍補はそれを攻撃します。

例えば、薩摩の黒田清隆という人は重要な政治家ですが、道徳的にはまずいことがあります。ひどい酒乱で刀で奥さんを切りつけたという有名な人ですし、内閣に入ったばかりの井上馨という人は財閥の三井と関係が深く金銭関係で問題が多かった。伊藤博文は女性関係で問題がありました。そういう有名ではあるが、道徳的に問題を含んでいる人がどうするか。それはやはり内閣の方がきちんとしてもらわないと天皇の徳が傷つくということで、それら参議に対してある種の攻撃を加えます。そうすると内閣は困ります。侍補と内閣の間で政治的なトラブルが起こります。明治 10 年から 12 年のこの時期です。それも実は天皇が「万機親裁」をはじめたことと密接に関連しています。

14 頁の 6「帷幄上奏書の登場」です。第三期は天皇が「万機親裁」をはじめたということで非常に重要な画期的な時期でもあります。もうひとつは文書様式から注目すべきことがあって、それは 14 頁の図 7 のような文書は第三期の途中から出てきます。1879 年 1 月 6 日付の野津道貫という人をある役職から免ずる人事を求めて承認を得た書類ですが、天皇にそのことを奏請した人は陸軍卿と参謀本部長です。今までは天皇の「可」印は第三期になってはじめて登場しますが、その「可」印を奏請するのは太政大臣でした。大臣と参議が連帯して判子を押したものに、天皇は安心して判子を押している。

ところが、この場合は太政大臣のものではありません。参議でもない陸軍卿と参謀本部長という役職の者が天皇に奏請し、その裁可を受けています。陸軍卿は陸軍のことを司っている行政長官です。当時の内閣のメンバーではありません。当時は行政機関と事務機関に分かれていまして、陸軍の行政、事務をするのは陸軍卿です。陸軍卿は内閣のメンバー

ではありません。参謀本部長は作戦を司る参謀本部、つまり陸軍の機関の長ですから、もちろん内閣のメンバーではありません。このふたつの役職が内閣を飛び越して、内閣とは無関係に直接天皇に裁可を仰ぐことができるようになったのです。これは陸軍卿だけに許された特権です。他の大蔵卿や文部卿は天皇に対して直接ある案件について承認を求めることはできませんでした。必ず内閣に出して大臣と参議の承認を受けたあとに出されました。

しかし、この場合は内閣を抜きにして直接出されていました。これは「帷幄上奏」といい、このようなことを認めるようになった状態を通常統帥権の独立と呼んでいます。軍人があるポストにつけるということは内閣とは無関係に軍の間で決められました。

次は、今でいえばどこそこの師団の師団長を誰それにしようとするときに、現在では師団長でしたら内閣で承認されなければならない人事ですが、この制度ですと人事は陸軍卿と参謀本部長、天皇の3人で決められます。

次に1878年12月、参謀本部長に内閣を経由しないで上奏するという権限が認められたことからこれが出てきます。今ご覧になっているのは現物、つまり天皇の正真正銘の判子を押されている帷幄上奏書の中で現存している一番古いものです。

15頁の最後から二つ目の段落に行きます。ここで興味深いのは次の点です。帷幄上奏書というものは第三期に出現しています。図6の文書とは様式が異なりますが、どちらも天皇が「可」印を押して裁可を行っているという点は共通しています。これは何を意味するのかというと、まず内閣の上奏について天皇が文書決裁するという制度ができたことから、このような帷幄上奏書というものが出現できるわけです。つまり、第一期、第二期ではそもそもこういうものは成立しようがないわけです。天皇が何か判子を押して物事を決めていくという慣行が成立しない限り、帷幄上奏書というものは出てきようがありません。つまり、天皇は陸軍卿や参謀本部長のことを聞いてYESといって判子を押すという行為を日常的にしなければ、そもそも不可能なわけです。天皇に会って話して、YESという返事を聞くことができるのは太政大臣であって、それが口頭でのみなされるという状態であれば参謀本部は天皇にあってこうしたい、そして天皇がYESといっても実際にはそれが他の機関によって指示されるということはありません。しかし、文書決裁システムができていれば、天皇が太政大臣とは独立して意思決定を行える主体であるということが確立しているということです。つまり、太政大臣その他内閣以外の者から上奏を受けることができます。その主体が確立していなければ、そもそも上奏を受けること自体不可能でした。

帷幄上奏書というのは天皇が「万機親裁」をするようになったからこそ、はじめて登場することができたと考えられます。内閣の決議と天皇の裁可は分離していて、天皇の決裁というのは国家意思の確定、最終項として独立するようになります。だからこそ、内閣とは異なる軍部の奏請を天皇が裁可できるようになりました。統帥権の独立、つまり帷幄上奏書というものが成立するためには、そもそもその前提として天皇の裁可行為は内閣の意思決定から分離・独立していなければならない、つまり「万機親裁」まず確立されていないということです。

そう考えると、なぜ 1878 年に参謀本部ができ、統帥権の独立が制度化されたのかという問題に答えを出すことができるようになります。これは実は昔からいろいろ答えが出されていますけど、いまだにはっきり確定していません。1878 年という特定時期になぜ参謀本部を作ったのか、ついでにいつおきますと日本の参謀本部はドイツから輸入したといわれています。ところが実際に調べてみると、ドイツより日本の方が進んでいます。ドイツの方が日本よりも先に作りましたが、その参謀総長が天皇に直接上奏して、裁可を仰ぐことができたわけではありません。ドイツでも最初の参謀総長にはそういう権限はありませんでした。そういう権限を持つのはモルトケという参謀総長が独仏戦争でフランスに圧勝したので、プロシアの国王が彼のことを信頼して、特に彼に限って権限を認めた。だから制度としてはモルトケという個人に依存している制度です。で、実際モルトケ以外の他の参謀総長はドイツ皇帝に直接に上奏することができるのは 1884 年になってからです。つまり、日本よりも遅いのです。その時点では日本の方がドイツよりも進んでいました。このことは昔から知られていて、なぜドイツより日本の方が先にこのような権限を与えられたかというのは戦前から謎であった。

いろいろ理由がつけられていますけど、私が今いっているように考えればごく自然なことで、西南戦争が終わるまでは帷幄上奏ができるようなシステムがなかった。天皇の方がそれを受け付けるシステムになっていませんでした。それができるようになってから、つまり 1877 年 9 月以降に軍部の方がそれを求めたから出来上った。侍補は天皇の政治がうまくいくように内閣を監視しなければいけないということで動きはじめる。それと同じように、陸軍は昔から陸軍の頂点にいけないという考えを持っており、その考えを現実化させるために天皇と軍の首脳部だけで軍事的なことは決裁できるシステムを前から前から求めていたわけですが、実現する条件がなかった。つまり、天皇の方がそれについていけないので、その条件を満たすように「万機親裁」するようになって変わった。だから軍部はもともとからそういう希望を持っていましたから、それに応じて天皇と軍が直結するシステムを制度化しようとして、1878 年末に参謀本部を作りました。つまり、天皇が「万機親裁」をはじめたので大元帥になる条件ができました。だから軍部はさっそく天皇が大元帥になるような、そういう制度を開拓しはじめました。それが、ちょうど時期的に 1878 年末になったと考えると謎が謎ではなくなります。

16 頁の第七に進みます。1877 年 9 月以降、天皇は「万機親裁」を始めます。1879 年になると、もう一度文書の様式が変わって第四期に入ります。第四期では 17 頁の図 8 と図 9 をご覧になってください。

これも人事の話で、山県有朋を近衛都督、つまり天皇の親衛隊の長官を辞めさせて、その後任に鳥尾小弥太という人を任命する人事案件です。図 8 はその上奏書です。この時期になると、さまざまな上奏をするのは大臣だけじゃなく、大臣と参議が連盟で行います。ズラズラと名前が書いてあって、それに天皇の裁可印を押しています。これは奏請書である、裁可書であるという点で、奏請・裁可書ですので、最初に見ていただいた国立公文書

館に展示されてあるものと同じものといっています。前は内閣総理大臣ではなく、太政大臣と参議であるという点が違いますけれど、機能的にはまったく同じです。上奏書であり、裁可書である。

このような奏請・裁可書が登場してきたというのは第四期の特徴、もうひとつのこの時期に図 9 のようなものが登場します。これは閣議の議決を示す文書です。その人事案件を承認しますということで大臣三條実美が「可」印を押し、会議の欄に黒田とか大木とか大隈とかがサインをしています。これは閣議を決定するもので閣議書と呼ばれます。

第三期は実は閣議と奏請・裁可書は一枚でした。閣議で議決したつまり、大臣と参議が判子を押したものに天皇が裁可印を押す裁可書＝奏請書があり、かつ裁可書であった。だから、何々を奏請いたしますという奏請書そのものは存在しようがない、閣議書＝奏請書であり、裁可書であった。これは閣議で決定したことに判子を押すわけですから、天皇が内閣の一員であるという意味でそういうことがなされたと思うのですが、ただそれだとあまりにも天皇を軽んじているというか、閣議で決まったことをきちんと天皇に奏請した上で天皇が承認するという手順を踏むのが「万機親裁」するという、つまり意思決定の最終項としての天皇にふさわしいやり方であるという認識が改めてここで閣議書と内閣の決定を示すものと天皇の裁可を示すものが分離することになります。

だから内閣と天皇の一体性というのは薄れ、意思決定上の天皇の独立性が高まります。この段階で最初に見ていただいた直接つながる手順が出てくる奏請・裁可書でしかありませんでしたが、これに閣議書は添付されるようになります。閣議書と奏請・裁可書が分離するのは第四期になってからです。基本的には第四期に定まった様式というのはずっとそのあとも続いて日本国憲法ができるまでは維持されると考えていいです。ただ、しかし内閣制に変わりますから、太政大臣とかはなくなりますけれども内閣に該当する機関が議決した上で天皇に奏請して、天皇の裁可を仰ぐという文書決裁の様式は 1879 年以降は本質的に変わりません。

「万機親裁」は 1877 年 9 月に登場し 1879 年 2 月に確定して、それ以降は未修正、あるいは本質的には変更されずその時々に応じて修正されながら維持されてき、このときもそのような文書の様式を定めるような内規が別に定められています。

17 頁の図 8 の右側に 1879 年 4 月 7 日「御前議事式及公文上奏式施行順序附公文回議手続」とありますが、これにこのような様式が出てくるようなルールについて文書が書かれてあります。

18 頁の一番最後の段落です。第四期の文書の出現によって、少なくとも文書学的には天皇の「万機親裁」というのはここで確定していると結論されます。同時に指摘しておかなければいけないのは、この 1879 年の文書式の改定というのは内からの奏請書のみに限られます。帷幄上奏書にはこの様式の改定は適応されません。これ以降内閣からの奏請は 1879 年に定まった書式によって行われます。

ところが帷幄上奏書の書式というのはそれに影響されませんから、古い様式がそのまま

維持されます。つまり第三期の様式がそのまま維持されます。そのあともずっと続きます。それを示すのが図 10 で 18 頁の写真の右側です。

まず、左側は明治 12 年 10 月 2 日の帷幄上奏書です。先ほど見ていただいたものとほぼ同じです。様式はほとんど変わりません。右はそれから 60 数年のちの昭和 18 年 (1843 年) の帷幄上奏書です。これは海軍が行った人事案件ですが、様式がほとんど変わっていません。注意して見ていただきたいのは左側は明治、右側は 60 数年後の昭和 18 年ですが、見たところほとんど一緒です。つまり、役職名が変わっているだけです。ところがこれ一枚だけなのです。閣議書というものはない、最初登場したときと同じ様式が何十年も維持されています。ということは、1879 年の改定は少なくとも内閣からの上奏に影響を与えていて軍に対する影響がまったくなかったということです。

19 頁の 8 に行きます。まとめですけども、以上に述べましたことから「万機親裁体制」というのは 1877 年 9 月に始まって 1879 年 4 月の改革で確立されたといっていることはご理解いただけたと思います。ここで確立された国家意思決定のシステム、つまり「万機親裁」というのはずっとそのまま続いて、基本的には第二次世界大戦の終わりまで継続しました。そのことは最初に見ていただ国立公文書館の資料からも明らかであろうと思われます。同時に 1879 年の文書式の改定というのは内閣の上奏書だけに限られていて、帷幄上奏書には及ばなかったということは、この 1879 年の改革が適応されていない天皇の決裁行為が別個に存在していたことを前提として行われたものであることを証明しています。つまり、1877 年 4 月の改革の違いがどこにあるのかというと、統帥権の独立というものが前提されているのかされていないのか。統帥権の独立以前なのか以後なのか。その違いがあるということです。

1879 年 4 月以降は天皇は文書様式からしてははっきりと異なる二つの奏請を受けることになります。これは見ればすぐにわかります。内閣の上奏と軍の上奏というのは書類を見ればすぐわかります。様式がまったく異なりますから区別がつきます。そういう二つの上奏を受け取ってそれぞれに対して決裁を下す存在になります。だが、1879 年 4 月以降は天皇は「万機親裁」をするだけじゃなく、奏請した「万機親裁体制」は内閣と軍部の両方にまたがっているのだということです。

つまり天皇は内閣と軍部とその両方の上に立っていて、万機を親裁するシステムだった。つまり天皇に対して裁可を仰ぐ統帥権を持つものを天皇の輔弼者と呼ぶことにします。そうするとこのとき成立した「万機親裁体制」というのはそもそも出発から輔弼者を二人持っている二元的な輔弼体制であった。生まれながらにして、「万機親裁体制」は輔弼者が二人いる、そういう体制です。そして輔弼者は 1885 年にもひとつ増えます。天皇の決裁を下すエリアが 3 つにわけられるわけです。内閣を担当する領域、軍を担当する領域、宮内大臣が担当する領域です。つまり、一般の政務と軍事関係のこと、それから皇室のつまり天皇の家のことというように 3 つにはっきりわかれます。天皇はそれぞれについて天皇は異なる様式の文書を受け取って決裁する、逆にいえば輔弼者は自分が担当している事柄にお

いては天皇に責任を負うけれど、それ以外のことに口を出さない、責任を負わないということになります。

二元体制が三元体制になり、多元的な輔弼体制になります。天皇が「万機親裁」をはじめ前の太政官正院とは甚だしく異なります。太政官大臣一人だけが天皇に対して裁可を奏請する輔弼者であり、つまり太政官が一元的輔弼者であることが太政官制度の特徴であります。そこでは「万機親裁」は行ってなかった天皇が「万機親裁」を行うと一人の臣下が天皇の権限のすべてに対して包括的に天皇を輔弼するような体制は意図的に捨てられます。そうでなくて、特定の臣下が全権を握らないように権限を分割した上で天皇はその上に成り立って、最終的な意思決定を行うというシステムに変わった。これが「万機親裁」体制です。それと同時に多元的な輔弼体制であることがいえます。それはそもそも「万機親裁体制」が登場したときからそうであった、逆にいえば多元的な輔弼者を持たない「万機親裁体制」は近代天皇制ではないということになります。

時間がきましたので、今日のお話はここまでにしたいと思います。あと、「万機親裁体制」と江戸時代の天皇のあり方がどう違うのかということ、それから明治憲法ができてからの天皇のあり方がどう違うのかという話を近代天皇の三層構造というところでやろうと思ったのですが、まだ私の概念が固まっていませんので時間があればあとで読んでいただくことにしまして、今日の私の講義は終わりにしたいと思います。

まだ時間がありますので、質問がありましたらどうぞ。

学生 A：

今日はとてもおもしろい講義でした。自分の関心分野も内閣の行政ですので、本当におもしろかったです。質問は軍の人事は帷幄上奏ができるまで時間があつたんですけど、明治 10 年から帷幄上奏ができる間はどの評価できるのですか。

永井教授：

私が例にあげたのは 14 頁ですね。これは参謀総長の人事です。帷幄上奏が始まるまでこういう人事は内閣に提出します。陸軍卿は内閣に人事を提出して、内閣で閣議決定して、その後太政大臣が天皇に申請して決定されていきました。ただ、軍事上の案件でも天皇の承認を受ける必要がある場合は通常のものと同じように内閣が天皇に承認を仰いでいました。だから、軍事的な問題であるから特別なことはありません。

学生 A：

軍に出されることに内閣は反対しなかったんですか。

永井教授：

内閣は賛成したんです。反対はしなかったんです。参謀総長が今までにない権限を持つ

ことは太政大臣も全員賛成した上で行われています。自分たちの権限が小さくなるのに、なぜ賛成したのか。それは先ほどいった天皇が大元帥にならないといけないという考え方は軍の人間だけでなく、当時の内閣、太政大臣、参議も指示したからです。なぜかという、明治維新というものが成立した歴史的なルールから天皇と新しい政府は徳川幕府を倒して成立したのです。権限を握っていた江戸時代の征夷大將軍は今のいい方とすれば日本の陸・海軍の総司令官なのです。陸・海軍の総司令官を当時の天皇が任命した。それによって軍事権をすべて將軍に与えてしまったから徳川幕府が政権を握る原因になったと明治維新を行った人々は考えたわけです。ですから、軍事権を天皇が手放したら政権は危険な状態になると思っていたので、軍事権は必ず天皇が握っていなければならないという主張に陸軍の人間だけでなく、太政大臣も参議もみな賛成していました。反対しませんでした。天皇が軍事権を握るやり方はいろんなタイプがあります。

しかし、太政大臣が天皇のすべてを、軍事権についても輔弼する場合、太政大臣が天皇に忠実な家来であれば安心ですが、もし天皇に対してあまり忠実でない人がなった場合、これは非常に危険なことになります。徳川幕府が再びできるかもしれない。そこで権力を分割して、政権を握っている者が同時に軍事権を握らないようにし、軍事権に関しては天皇とその忠実な軍人の部下で処理するようにすれば軍事権と政権を天皇の臣下にして再び掌握する者の出現というような危険を避けることができる判断しました。あるいは、太政大臣が一人でそういう権利を握ることは天皇の地位を危険にするという恐れがあり、攻撃を受けます。その危険性を回避するためにも分けました。ネガティブにはそういう理屈だと思います。それまでなぜ分けていなかったのを、明治天皇がふたつの権限に分けると、神体ができていないわけです。明治天皇の方にそれを受け入れる準備が整っていない、つまり天皇は毎日内閣から送られてくる書類を見て判子を押す仕事をするんですが、近代での天皇のあり方からいえば、天皇はそういうことをしてはいけない存在なわけです。天皇が書類を読んで判子を押すというのは天皇らしくない。前近代的な天皇のあり方から近代的な天皇として養成されていくあり方に馴染む、適応するためには期間がかかりました。ですから、統帥権を独立されるという考え方そのものには実際に反対はありませんし、実際に反対するための根拠もありません。

天皇は親裁をする、二度と徳川幕府のようなものを作ってはいけないという明治維新の政治的な理念そのものを承認すれば、天皇が大元帥になっても権力を分割することに対して誰も反対できない、反対のしようがありません。

学生 A:

それが西南戦争の影響もあったんですか。

永井教授:

イメージとして、政権と軍事権をひとりで握ることができる存在がいいとすれば、それ

は当時の西郷隆盛です。当時のイメージとしては三條実美は天皇家と密接につながっている朝廷の公家の出身だから食い違いがあったりして、基本的には天皇に対して忠実であると思われていたから三條に権限を与えることは昔からある摂政・関白と同じで天皇の方も安心できましたけれど、西郷のような人物が政権を握り、かつ軍権を握ると再び徳川幕府の復活になるかもしれない恐れをみな抱いていたらしいです。

もし、そういう恐れを抱いたときに一番高い可能性としてイメージされるのはそれが西郷であった。その点で西南戦争と関係が深いと思います。それで西郷がいなくなったということがあると思います。

学生 B：

とてもおもしろい講義だったんですが、多元的輔弼制で内閣と軍部の力関係について関心を持ちましたが、太政大臣と天皇の一体化が離れたことで太政大臣が落ちてきて軍部と同じくらいになったのか、それとも軍部の力の方がもっと上がってきているのか、そのへんは全体的にどうなったいるのでしょうか。

永井教授：

天皇と太政大臣の一体性というのは歴史的に言えば、平安時代から摂政とか関白、特に関白ですね。天皇が成人しているので関白ですけど、それと同じなのです。関白はなくなりますけど、そのような役割は果たしている。つまり、天皇はどちらかといえば宗教的な存在としてその役割をしてもらう、政治の方が関白であると役割分担が明治の初めでも受け継がれていました。それがやはり、そうでなくて天皇は近代になったんだから、同時に政治的な存在でなければいけない。天皇の役割というものが宗教的な役割だけでは済まなくなってきて変わってきます。そのことをいっていますので、単純に太政大臣の力が弱くなったということではないということをやまずご理解ください。

それから軍部の力なんですけど、西郷のような存在が制度的に復活した場合両方の権力を持つようになるという考え方がひとつです。また、軍の力が太政官に対して相対的に強まったか、また弱まったかということなんですけど、ひとつは西南戦争と西郷のことを軍部が抑えたのですから、つまり認識されたわけですから、当然軍の発言権は強まっています。それを背景に参謀総長というのが成立されたのもまず間違いないと思います。ただし、同時に彼らは軍のメンバーを内閣に入れます。

私は先ほど話を簡単にするために、陸軍卿も参謀本部長も内閣のメンバーではないといいましたが、役職としては内閣に属さないけれど人間は内閣に属しているわけです。陸軍系の西郷従道内閣のメンバーですし、参謀本部長の山県も内閣のメンバー、つまり参議です。兼任させることで、同時に陸軍に独立性を与えても、内閣側から人事面である程度コントロールできるわけです。軍の権限が強まったことは確かですけども、同時に軍がその権限を背景にして、そして制度的にも独立性を保とうとしたことも事実ですが、同時に

軍のメンバーをすべて内閣に入れている軍の首脳部は西南戦争後には西郷の代わりに大山巖というのも参議になっています。メンバーを兼任させるという点で内閣をコントロールしたんでしょう。のちのちになると参謀本部長は内閣のメンバーになれないのです。そういう制度になってしまいます。そこが違うところですね。だから、軍が一定の力を保つようになったのは事実なのですが、まだこの時期はコントロールするほかにまだ方法があったという時期でもあります。

学生 C:

私個人的に日本人でありながら明治天皇についてそんなによくしなかったので、知らなかった点を教えていただけて有意義な講義だったと思います。

学問的な質問ではないんですけども、第四期に入った頃、一日どのくらいの量の文書を、それからひとつの文書は上奏してから決裁が下りるまでだいたいどのくらい期間が必要だったのか。

永井教授:

そういうことは調べたことがないし、誰も調べようとしなと思いますけど。一日どのくらいかというと、ちょっとわからないですね。私は公文書館にある太政官文書を全部みたわけではありません。そんな一人で全部見るのは不可能なぐらい膨大な量がありますから。私が見たのはここに出てくる例からわかりますように、人事なのです。特定の職務につけるときの人事の決裁を太政官がするのです。人事案件です。その明治4年8月から明治4年12月まで見ました。マイクロフィルムで30何リールぐらいで、一年分でしたら、多いときと少ないときがありますが、軍の関係の文書でしたら半年分ぐらいです。内閣に文書に残されているということは全部天皇が見ているということです。天皇は見ないで決定されている分の人事は陸軍省は陸軍省でとどまりますから、天皇に出されない。天皇のところに出されるから内閣に戻ってくるわけです。陸軍のものでだいたい半年分ぐらいで、他にも省がいっぱいあって全部で八つぐらいですから、その8倍かな。

とにかく、天皇は忙しいんだということは私自身も見てて痛感しました。7年ぐらいかけて明治天皇は日露戦争で功績を上げた軍人や閣僚に、民間人も含めて勲章を与えています。全部の勲章ではなく、天皇が承認する勲章はある程度のランクがあるものです。明治天皇は1905年から亡くなる1910年頃まで4、5年ぐらいで全部で2万以上の勲章を与えました。要するにそれは全部天皇が判子を押した、判子を押しただけじゃないのです。その勲章には授与するときに賞状も与えるのですが、それに天皇が自分の名前のサインもします。2万件ぐらい書いたのです。だから、結構な事務量をこなしたことになります。

教授 A:

「万機親裁」ができたから近代の天皇になったという内容だと思いますけど、その「近代」

という意味がちょっとわかりにくいと思います。日本史の意味で近代天皇制の「近代」という意味でしょう。

例えば、近代天皇といえば立憲的な意味も少しあって「万機親裁」といって絶対君主みたいな意味もあるようなんですが…

永井教授：

その問題は実は今日省略しました最後の「天皇制の三層構造」というところで触れているのですが、先生のご質問は私のいう近代天皇、あるいは近代天皇制というのは立憲君主制なのか絶対君主制なのかという問題なのですね。

私は近代天皇は立憲君主でもあり絶対君主でもある、つまり層になっているのです。立憲君主なのか、絶対君主なのかというようにとらえるとできないというわけです。それから「万機親裁」する天皇というのは必ず絶対君主ではありません。絶対君主をどのように定義するかによって違ってきますが、必ずしも絶対とはいえない。それはなぜかというと、明治憲法ができてからも天皇は「万機親裁」をずっと続けています。その点が変わらないというのが私の主張です。立憲君主の明治天皇は同時に「万機親裁」もする君主でもあります。

立憲君主制の天皇というのは、私の三層構造でいうと「万機親裁」する天皇のその上に乗っかっているのです。近代天皇の一番核になるのは、江戸時代からの神聖天皇です。宗教的な存在としての天皇です。これは別に近代になったからといって否定されるわけではない。それは残っています。明治になって、それに「万機親裁」する天皇という新しい層が加えられます。その上に明治憲法ができ、立憲君主制というさらに新しい層ができる。3つの層を持っている存在が近代の天皇である。

しかし前近代と近代、つまり江戸時代の天皇と近代の天皇のどこが一番違うかというと、まず「万機親裁」という真ん中の層ができるということ、これが非常に重要なのです。だから、「万機親裁」という層ができることによって明治天皇は近代の天皇になった。「万機親裁」という層があるからこそ、むしろその上に立憲君主制として成立することができる。つまり、明治憲法の成立をもって明治天皇は近代の天皇になったということは、その前から近代の天皇になっていたという意味で近代の天皇としての明治天皇のあり方は「万機親裁」だけの時代から明治憲法ができ立憲君主の時代へと移り、層がもうひとつ作られたと考えるべきであって、決して立憲君主として天皇はそれ以前の「万機親裁」する天皇を replace する、置き換える形ではなく、その上に乗っかるようにして出てくるんだということが私のいいたいことです。

教授 B:

今のお答えからしますと、近代天皇と「近代性」というのをどのように定義するのかという問題に関わってくると思うのですが、立憲君主制とか、そのような概念というのは普

普遍的に適応できるものと思いますが。どのような地域でも。そういう範囲で「近代性」を定義しようとしますと、すごく日本的なものに制限されてしまいます。近代性という普遍的な理念と「万機親裁」という日本の概念とのつながりをどういうふうに考えたらいいいのかという疑問があるのですが…

永井教授：

私にとって答えにくい質問ですけど、おっしゃる通り私の話はまったく Japan rocal な話です。まったく日本だけに…

教授 B:

その時代としての「近代」という意味なんですか。

永井教授：

というか、逆に考えているわけで、最初接したような文書のシステムですね。それが近代のシステムだという前提で話しているのです。それ自体が日本的なわけですね。ですから、日本的な意味での近代のシステムがいつできたのかという議論をしている。じゃ、日本的な近代のシステムは他の地域の近代のシステムとどう違うのかという話は私の今の力量ではできないのですね。ただ、いずれしてみたいと思います。

例えば、イギリスの国王と近代天皇というのは国家の意思決定プロセスの中でどういう機能をしているのか。同じようなことをしているのか違ったことをしているのか。だから、どこかの部隊にいる将軍が結婚したいといったときにイギリスの国王の許可がいるのかどうかですね。その許可がイギリス国王に送られて、それに国王がサインをしないと結婚できないという、そういうシステムになっているのかそうじゃないのか。そういう問題はいずれやってみたいと思っています。ただ、今の時点では私のいっている「近代」というのはかっこがついている「日本の近代」という意味なのです。

どうも長い間ありがとうございました。

— お わ り —